

■■区における2歳女児死亡事案について

1 事案について

令和元年6月5日午前5時頃、実母から「風呂からあがると、子どもがうつ伏せで倒れ、意識がない。」との119番通報により救急隊員が臨場。不審なあざ・傷があるため、救急隊員がその場で110番通報し■■警察署が認知。すぐに救急隊員により■■病院に搬送したが、午前5時40分頃、死亡確認。

令和元年6月5日午後11時43分 交際者逮捕、翌6日午前7時25分 実母逮捕。いずれも傷害罪。

2 世帯の概要

本 児：■■■■ (■■■■)

【2歳 未就園児（無認可保育を平成31年4月末頃まで不定期に利用）】

実 母：■■■■ (■■■■) 【21歳 飲食店従業員】

住 所：■■区■■■■ (■■区から左記住所に平成30年度末頃に転居)

交際者：■■■■ (■■■■) 【24歳 飲食店経営】

住 所：■■区■■■■

3 対応経過

平成30年 9月28日	虐待通告受理 「託児所に預けっぱなしで、育児放棄が疑われる」との内容。 同日家庭訪問を実施したところ、身体や衣類は清潔であり、本児に痣や傷等はない。24時間の託児所に照会したが在籍事実無。母方祖母にも確認したが、定期的に往来があり通告事実が無いと判断。
平成31年 4月5日	虐待通告受理 「アパート4階で先々月から昼夜問わず子どもの泣き叫ぶ声が聞こえており心配である。」「本日は午前中9～11時の間に聞こえた。」との内容。4階の未就学児は泣き声が聞こえた時間に保育所の登園を確認できたため、下の階へ調査範囲を拡大。他に未就学児のいる301号室と202号室の本世帯に対象世帯を絞り込む。 4/8 家庭訪問するも不在（連絡票投函）、4/9 実母へ架電後、折り返しの入電有「通告の期間は交際相手宅にいたため不在」とのこと。本児の安全確認（目視確認）を依頼したところ、実母了承。 しかし、実母からの連絡がなく、4/22 訪問不在（連絡票投函）、4/23、4/24、5/8 架電するも応答せず。
令和元年 5月12日	■■警察署からの連絡 夜に警察が「頻繁に子どもの泣き声が聞こえる」との通報を受け、児童相談所にケース照会。住所のみでは検索不可と回答。
令和元年 5月13日	■■警察署からの連絡 児童相談所へ■■警察署が実母に接触できるよう、協力要請あり。同行訪問については夜間帯で職員体制が整わず同行困難と回答。
令和元年 5月14日	■■警察署からの連絡① 母方祖母と連絡が取れた。同行訪問も考えたいがどうかとの問い合わせ。児童相談所としても本世帯と接触したいと考えており、警察が訪問する時に可能なら同行訪問も考えたいと伝達。 ■■警察署からの連絡② 5/15に訪問を約束できたが、児童相談所の同行は難しい実母の感触だったため、警察の訪問が終わるまでは児童相談所からの連絡も控えてほしいと要請があったことから、了承した。

<p>令和元年 5月15日</p>	<p>■■警察署からの連絡 5/12に警察が「頻繁に子どもの泣き声が聞こえる」との通報を受け、訪問を重ねた■■警察署が5/15の訪問で母子と面会。子どもの身体状況を確認、虐待が心配される状況ではなかったとのことで、虐待事実が無いと判断。 その際、実母から本児がよく泣くことについて自閉症ではないかと悩んでいるとの情報を受け、実母の発達相談の意向を踏まえ、5/17、5/22に実母へ架電するも応答せず、6/4訪問したが不在であった(連絡票投函)。</p>
-----------------------	---